

東教委第 470 号
令和 3 年 9 月 10 日

保護者各位

東村教育委員会
教育長 比嘉 鶴見
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言期間再々延長における村内幼稚園、小・中学校の学校生活について (通知)

秋涼の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より幼稚園、小・中学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言の再延長を受け、村内幼稚園、小・中学校に対しまして、令和 3 年 8 月 27 日付東教委第 437 号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言期間再々延長における村内幼稚園、小・中学校の学校生活について」を通知したところです。9 月 9 日の県内新規感染者数は 336 人と、15 日連続で前週の同じ曜日を下回っており、感染のピークは過ぎた状況となっておりますが、本村の感染状況は、8・9 月で 9 名と増加しております。

つきましては、村内の感染拡大を防止する観点から、9 月 13 日 (月) から 9 月 30 日 (木) までの期間中の幼稚園、小・中学校における学校生活については、下記のとおりとします。幼稚園、学校は、園児、児童生徒の感染防止対策を徹底した上で教育活動を進めていきます。保護者の皆様におかれましては、家庭内感染等を防ぐためにも、不要不急の外出自粛、毎日の検温等をよろしく願いたします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 緊急事態宣言期間中における通常の学校生活について

- (1) 水泳学習は、感染防止対策を徹底した上で行う。ただし、バディー等、体の接触がある活動は避ける。また、ゴーグルやバスタオル等の使いまわしは行わない。
- (2) 体育科の授業においては、用具等について不必要に使いまわしをしない。また、使用した用具や着替えた後の部室、教室等の消毒は確実にを行う。
- (3) 家庭科等の実習は、感染防止対策を徹底した上で行う。実習を行う際、調理器具や食器等の使いまわしは行わない。また、実習で使用した調理用具等は乾燥後、消毒を確実にを行う。
- (4) 音楽科の授業においては、距離を児童生徒が 1 m 以上距離をとった上で合唱や合奏を行う。また、複数の楽器等を使用する合奏は、控える。どうしても必要な場合は、人物を限定して使用する。
- (5) 図工科、美術科、技術科においては、児童生徒の共同制作等は行わない。また、用具等を使用した後は、確実に消毒を行う。
- (6) 校外学習は、村内に限る。(学校関係者以外と接触する学習は行わない)
- (7) 集合学習は、オンラインのみとする。
- (8) 給食は、全員が同じ方向を向いて食事をとる等、密にならないよう工夫する。
- (9) トイレを使用した後は、手洗いと手指消毒を確実にを行う。

2 学校行事について

- (1) 講演会、授業参観等は、実施しない。
- (2) 保護者と園児、児童生徒が一緒に行く共同作業は、実施しない。

3 部活動について

- (1) 小学校のミニバスケットボール部、中学校のバスケットボール部、音楽部の練習は、9月13日(月)から9月30日(木)まで休止とする。
- (2) 朝の練習、放課後等の自主練習は行わない。

※詳細については、「令和3年9月9日教保第1024号 緊急事態宣言下における『9月13日～9月30日』期間中の部活動について(通知)」を参照すること。

4 幼稚園について

- (1) マスク着用、手指消毒等の感染防止対策を徹底した上で通常通りとする。
- (2) 預かり保育は実施する。
- (3) 体育教室、英語教室については、9月30日(木)まで実施しない。

5 感染者が出た場合の対応

(1) 園児、児童生徒が感染した場合

学 校・・・濃厚接触者の特定まで期間及び教室等施設の消毒に必要な期間を休校(原則5日間)
園児、児童生徒・・・登園、登校しない。(治癒するまで)保健所の指示のもと判断する。
(出席停止の扱い)

(2) 園児、児童生徒が濃厚接触者の場合

園児、児童生徒・・・登園、登校はしない。(保健所が自宅待機を求めた期間)
(出席停止の扱い)

※PCR検査の結果「陰性」と出た場合でも、保健所が示した待機期間を遵守する。
(感染者と最後に接触した翌日から2週間が基本)

(3) 同居家族が濃厚接触者の場合

園児、児童生徒・・・登園、登校可能。ただし、感染している可能性が高いなど、保護者からの申し出があった場合は出席停止とする。また、同居家族がPCR検査の結果、陽性の場合は(2)の対応となる。

6 発熱や風邪等の対応

保健所の指示を仰ぐようにする。

(1) 園児、児童生徒に発熱等風邪症状がある場合

園児、児童生徒・・・登園、登校しない。(症状が治まらない場合はかかりつけの病院を受診し、医師の指示に従う) → (出席停止の扱い)
症状が快癒したら登園、登校させてもよい。

(2) 同居家族に発熱等風邪症状がある場合

園児、児童生徒・・・登園、登校はしない。(家族の症状が治まらない場合はかかりつけの病院を受診し、医師の指示に従う) → (出席停止の扱い)
症状が快癒したら登園、登校させてもよい。

7 緊急事態宣言下の行動について

- (1) 家庭内感染予防のため、自宅においても手洗いや共有部分の消毒等を行う。
- (2) 子どもを欠席させる場合、幼稚園、小・中学校への連絡を確実に行う。
- (3) 不要不急の外出を控える。特に、感染者の多い地域へ出かけることは極力控える。
- (4) 早寝・早起き・バランスのとれた食事等、生活リズムの確立を図る。
- (5) 学校外においても、複数での自主練習等を行わない。
- (6) 放課後や休日において、子ども同士で遊びに出かけること、村外へ出ることがないようにする。
- (7) 村営塾に通っている中学校3年生の生徒は、塾での学習に臨む前に検温や手指消毒を行う等感染防止に努め、発熱や体調不良等があれば無理をせず休むようにする。
- (8) 感染防止のため学校を欠席する児童生徒の学びを保障するため、学級担任等と連絡を取り合い、プリント等の課題の受け取りやオンライン学習の実施等を検討する。
- (9) 別添1「コロナかな?と思ったら」、別添2「発熱外来対応医療機関」、別添3「【沖縄県】PCR希望者検査の申込方法等について 令和3年9月3日時点」、別添4「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について 令和3年8月26日現在」、別添5「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~」をご参照ください。

本件担当

東村教育委員会 指導主事 泉川 良之

TEL 0980-43-2130 FAX 0980-43-2017

e-mail:yoshiyuki.i@vill.okinawa-higashi.lg.jp